

雇用リスク対策

35

「今、急増している一番身近な企業リスクに備えて!」

C S 労務経営研究所
社会保険労務士**三宅 直知****三宅 直知(みやけ・ただち)**

昭和31年、兵庫県生まれ
昭和55年、同志社大学経済学部卒業
イビデン株式会社、ソニー生命保険株式会社を経て、
平成11年7月 C S 労務経営研究所(C S 労研)を開設し、現在に至る。
大阪府社会保険労務士会所属
【主な業務】企業の労務管理全般、賃金制度の導入・運用、退職金制度改革
等にかかわる指導業務の傍ら、「退職金制度改革」「雇用リスク対策」「日本人の勤労観」等を題材にした講演活動等を行っている。
【著書等】「退職金規程と積立制度」(経営書院)
「2005年版 病院モデル退職金実態資料」(病院経営情報研究所編)に『生き残る退職金制度の作り方』執筆
「適年代替手段に生命保険は最適」(新日本保険新聞社)

従業員が自宅で心筋梗塞により死亡し、長時間労働に起因した「過労死」であるとして労災認定された。その後、遺族である従業員の妻が、これは会社の「安全配慮義務違反」によるものだとして、逸失利益、慰謝料等で2億円の損害賠償を請求してきた。

(労災保険と民事賠償請求 Part-16)

⑯業務災害に対する補償義務、労災保険給付、民事損害賠償も関係整理

これまでに説明してきた業務災害と民事損害賠償の関係を、ここで整理してみましょう。

①(労働基準法による業務災害補償義務)

まず、業務災害が発生した場合、企業は労働基準法に基づく補償義務と民事上の損害賠償の責めを負います。

②(労災保険からの保険給付)

ただし、労働基準法による補償義務に関しては、労災保険からの保険給付が労働基準法で義務付けられた補償の内容を上回っていることから、企業の補償義務はすべて免れることになり、特に問題になることはありません。(ただし、企業の故意または重大な過失によって労災保険に未加入であった間に生じた事故、企業の故意または重大な過失が原因で生じた事故については、保険給付に要した費用の全部または一部を企業から徴収することがあります。)

③(業務災害に対する民事上の損害賠償請求権)

問題となるのは、業務災害に対する民事上の損害賠償請求です。労働基準法で「使用者はこの法律(労働基準法)による補償を行った場合においては、同一の事由については、その額の限度において民法による損害賠償の責めを免れる。」ことになっていますが、労災保険が使用者の災害補償責任を担保する制度であることからすれば、この規定は、労災保険と使用者の民事損害賠償との関係にも及ぶと考えられます。したがって、労災保険から保険給付が行われれば、その額の限度において民事上の損害賠償の責めを免れることになります。

④(慰謝料等について)

もちろん、すべての業務災害について労災保険からの保険給付だけで民事上

の損害賠償の責めを免れることができません。まず、労災保険には慰謝料等に相当する給付がありませんから、慰謝料等については別途支払が必要となります。

⑤(労災保険給付が一時金の場合の損害賠償額)

労災保険からの保険給付が一時金で支払われた場合は一時金の額は損害賠償額から控除できますが、逸失利益の計算において被災労働者の過失割合がほど大きくない限り、一時金の額は逸失利益額より少なくなると思われます。この場合はその差額の支払いが別途必要になります。

⑥(労災保険給付が年金払いの場合の損害賠償額)

遺族補償や障害補償等で労災保険給付が年金で支払われる場合、将来の年金支払いについては確定したものではないとの司法判断により、既払い込年金額又は前払い一時金の何れか多い方の額しか民事損害賠償額から控除できないことになっています(労災法第64条第1項)。

⑦(民事損害賠償が行われた場合の労災保険給付の調整)

民事損害賠償がなされた場合、労災保険からの保険給付については労災法第64条第2項に基づき、労災保険給付の支給調整を行うことができるようになっていますが、実際にはほとんど支給調整は行われず、同一の業務災害に対して前述の第64条第1項で控除できる金額を除いて、二重払いになっているのが現状です。

⑯業務災害に対する雇用リスク対策

このような中で、業務災害に対する民事損害賠償請求に企業はどうのに対応すればよいのでしょうか。当たり前のことをですが、日々の労務管理、特に安全管理・衛生管理を確実に行い、業務災害を発生させないことが最も重要なことであるのは言うまでもありません。しかしながら、日常の安全管理・衛生管理は徹底しているはずなのに、ちょっとした油断や慣れによって重大災害が発生してしまうという現実があります。この油断や慣れは、業務災害の天敵といえるものですが、いくら細心の注意を払っていても現実的に業務災害がゼロになることはないと思われます。ただ、企業と従業員が努力をすることにより、ゼロに近づけることは可能です。特に「過労死」や「過労自殺」等の疾病については、予防しようという意識がはつきりとあれば、充分防ぐことができるものです。

次回より、業務災害に対する民事損害賠償請求という最大の雇用リスク対策を具体的に考えておきます。

労災保険と民事賠償請求Part-16**住宅ローン控除の疑問あれこれ****線上返済、家屋焼失、転勤の場合は?**

知ってトクする -566-

税務情報

今回は住宅ローン控除について適用の判断が困難なケースをいくつかまとめてみました。

なった日まで引き続いている用に供していれば、その年にについて適用が受けられます。

た日または居住できなくなった日まで引き続いている用に供して再適用を受けることができるましたが、再び転勤で転居することになつたのですが?

■死亡や住宅焼失の場合
・住宅ローン控除の適用を受けるには控除を受けなければならないが焼失した場合は? 住宅ローン控除の適用を受けることになりますが、必要とされていますが、人が年の中途中で死亡したり、家屋が災害によって死亡することができなくなります。

■住宅ローン控除の適用
・死亡や住宅焼失の場合者が死亡した場合や住宅が焼失した場合は? 住宅ローン控除の適用を受けることができます。反対に最終の償還月までの期間が10年未満なら適用は受けられないこととなります。

■再居住を複数回行った場合

・住宅ローン控除の適用を受けるには控除を受けなければなりませんが、人が年の中途中で死亡したり、家屋が災害によって死亡することができなくなります。

■年末調整の時までに質問の場合はも転勤といふやむを得ない事情があり、そのやむを得ない事情が解消した後はその所有者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、「再びその者の居住の用に供した場合」に該当するものと取り扱われます。

■年末調整の時までに年末残高等証明書が間に合わない場合
・年末調整の時までに年末残高等証明書の交付が受けられなかつたのですが? 「住宅取得資金に係るローン控除を受けること

ができます。また、翌年1月31日までに証明書の交付が受けられたときは、その証明書を給与の支払者に提出して年末調整の再計算を受けること

場合特段の定めはありませんので、再適用に係る一定の要件を満たしていれば、住宅ローン控除の再適用が認められます。そのため家族とともに転居しました。本年21年に子供の通字の都合で家族だけが適用を受けていた家屋に再居住することとなりました。私は、22年6月に家族と共に居住する予定ですが再適用は受けられますか?

■家族のみが再居住した場合
・数年分のローンを繰り上げて本年支払いました。償還期間が短くなりましたか? 住宅ローン控除では、償還期間が10年以上という要件がありますが、繰り返済等をした場合の償還期間については、繰り返済後の償還期間で判定します。したがって、繰り返済した場合であっても、当初の契約により定められた償還期間の最終の償還期間の最終の償還期間が10年以上であれば、その年の12月31日における借入金の月額による償還月までの期間が10年未満なら適用は受けられないとなります。

た日または居住できなくなった日まで引き続いている用に供して再適用を受けることができるましたが、再び転勤で転居することになつたのですが?

HEART OF GOLD

心の金メダリスト
お客様の愛情を保険に託して

石原 誠

42

株式会社 INS Insurance Network System
<http://www.ins-consulting.co.jp/>
 ブログ「ダイキューの嵐」
<http://blog.livedoor.biz/max171>

何でも思つたことを事実をそのまま書くべきで、僕の中にはないかもしませんが、僕の心の中を素直に書くのが僕の使命だと思います。うので今は近況を伝えたいと思います。「若い時の苦勞は買ってでもせよ」と昔からよく親父に言い聞かせられました。そんな苦勞とはいっても、僕は僕自身が、僕の使命だと思つたことばかりです。

自身どんなに大変なことがあってもそれを苦勞と感じたことが一度もありませんでした。朝から晩まで休まずに思い切り動いて、トラブルがあり、自分自身が感じることがあります。苦勞と言うのはこうしたことなんだと初めて感じたのです。結論からいって、苦勞とはイコールお金の面だと思いました。僕自身初となるショットを出しましたが、去年まで代理店業自体の手を休め、他の来店型保険

ショットの立ち上げに全力を尽して、今まで持っていたお金を急遽作り込みしたので、ショットオープンと同時に社内の態勢 자체を再度挽回しました。もちろん、計画的に進めていますので、遅くとも6月にはギ

外的要因よりも内的要因

チソと立ち上がりますが、どうしても保険といふ仕事は月払いが多いので分散して手数料になりまから、収入が即手元に入らないで現在非常に緊迫した状態です。(笑)。

会社からは、しばらく給料を取らずに身を削つて生活しています。そんな状態に身を置くと、ど

う考え的人って多いで

問題があれば改善する力が備わっていると思います。今の現状をそのままにするわけに行きません。

から、適切な改善策を考えます。僕は、その問題意識があるかないか? が

問題点・改善点に対する「業界内」における「温度差」の実態と

一・コンプライアンスに対する厳重な抗議とD保険会社への申し入れであり、そして要点は次の二つであった。

まずは下地区自動車営業課に対する厳重な抗議とD保険会社への申し入れであり、そして要点は

G氏の件についての報告と、今後のようないいにあつてているのだ

が、「ひと昔前」までは、「横取りする側」もいわゆる「尻尾をつかませないの?」といつてた

東海日動「広東支店」の設立認可取得

東海日動は、08年11月に從来の上海支店(94年9月に最初の日系保険会社の支店を開設した。今回、営業機構として開設)を独立現地法人に改組して立するとして、中国広東

東京海上日動が全額出資する中国現地法人「東京海上日動火災保険(中国)有限公司」は、11月26日付で中国保険監督官庁である中国保険監督管理委員会から、広州市を拠点とした广东省を営業範囲とする「広東支店」の設立準備認可を取得した。今後、関連当局の正式な批准を得て、広東支店を開業する予定。

中国現地法人は、順調に業務を拡大しており、中国所在の外資系損保会社の中でもトップクラスの規模となっている。同法人では、顧客の要望に沿った各種保険の引受けとともに、中国固有の様々なリスクや法規制に対応した各種リスクマネジメントサービスを提供できることを整えてきた。今

回新設する広東支店でもルワイス・トウキョウ・ルン社、米国の損保グ

東京海上HD、インドで合併生保会社設立

東京海上ホールディングスは、インドの有力金融サービス会社であるエーテルワイス・キャピタル・リミテッド社(EC)との間で、インド

の成長戦略の牽引役と位置づけ、自力成長とM&Aにより損保と生保事業を展開してきた。

インドは近年急速な経済発展を遂げており、保険市場も継続的な労働人口の増加や国民所得の向上などに伴い、今後長期

間にわたり高い成長が持続することが見込まれている。同社はインド保険市場の成長性と将来性に賄保と生保事業の双方を展開する日本で唯一の保険グループとなる。今後、認可取得手続きを進め11年1月の開業を目指す。

同社は世界トップクラスの保険グループを目指す。

一般代理店には厳しいコンプラを課しながら…

間にわたり高い成長が持続することを見込まれている。同社はインド保険市場の成長性と将来性に賄保と生保事業の双方を展開する日本で唯一の保険グループとなる。今後、認可取得手続きを進め11年1月の開業を目指す。

同社は世界トップクラスの保険グループを目指す。

間にわたり高い成長が持続することを見込まれている。同社はインド保険市場の成長性と将来性に賄保と生保事業の双方を展開する日本で唯一の保険グループとなる。今後、認可取得手続きを進め11年1月の開業を目指す。

保険会社へのアフターサービス

61

小原太史

間にわたり高い成長が持続することを見込まれている。同社はインド保険市場の成長性と将来性に賄保と生保事業の双方を展開する日本で唯一の保険グループとなる。今後、認可取得手続きを進め11年1月の開業を目指す。

同社は世界トップクラスの保険グループを目指す。

間にわたり高い成長が持続することを見込まれている。同社はインド保険市場の成長性と将来性に賄保と生保事業の双方を展開する日本で唯一の保険グループとなる。今後、認可取得手続きを進め11年1月の開業を目指す。

同社は世界トップクラスの保険グループを目指す。

ニッセイ同和
南近畿統括支店
堺支店

代理店は夢と可能性のある仕事

エース保険代行株式会社 代表取締役社長 林誠氏

代理店登場



一方、林さんは昭和50年4月に旧同和火災に入社。行く行くは父の跡を継がなければいけないと、一郎さんが病気で倒れた

一般で2億円を目指す 地域の核となる代理店に

各々週に一回参加し、損保の基本的な知識などの研修を行い、職員に損保の知識を身に付けてもらっている。そのなかで、職員が損保の見込み客を作り、必要な場合、代理店としてお客様に対応していくことを努めています。

父と一歳、創業40年を超える

一郎さんは昭和43年に個人代理店の林代理店を創業し、同47年に法人化してエース保険代行株式会社となり、自動車の営業をしていた関係で自動車保険が多くを占めていたが、地元堺市を中心とした不動産関係や地元で有名なレストランなどの契約も持っていた。

一方、林さんは昭和50年4月に旧同和火災に入社。行く行くは父の跡を継がなければいけないと、一郎さんが病気で倒れた

この間、会長職に付く。当時は一郎さんと女性社員1名でして代理店だったが、そのうち、くつかの代理店との合併などで大型化が進んだ結果、事務所を持つようになったのは林さんが入った前年の同12年4月で、現在の事務所は平成

15年3月からである。代理店をやめ、平成13年4月にエース保険代行の専務となり、同17年10月に(営業2名、事務2名)が本部、一緒になった代理店がそれぞれ支部の役割をするという形で支部は独立採算となり、事務経費を本部に支払うよう

にしている。税理士からお客様を紹介してもらったところへ訪問する。また、代理店をじり、一緒にお客様を開拓したり、一緒にお客様を開拓したりしていっている。

商工会などにも団体契約募集

日生との協業で実績

エース保険代行株式会社(代表取締役社長・林誠氏)は、親子二代で創業40年を超える代理店である。一代目である誠氏は父一郎氏が築いた基礎から、さらに日本生命との協業や税理士との提携、商工会や商工会議所の団体募集などで業績を伸ばしている。この仕事の素晴らしいところは、さまざまな人との出会いがあることで、がんばれば、まだ伸びる余地はあると話す。

(ニッセイ同和南近畿統括支店・堺支店)



事務所で仕事をするスタッフの皆さん

隣の泉大津市、河内長野市、大阪市の商工会や商工会議所での団体契約の募集もしている。林さんが入社したじろに損保の一般収保は90%に損保の一般的割合をみると、自動車保険39%、火災保険34%で、件数では火災保険のほうが自動車保険を上回っており、これは税理士や協業との関係からこういう形になっている。税理士からお客様とともにお客様のところへ訪問する。また、代理店をじり、一緒にお客様を開拓したりしていっている。

まだ、代理店をじり、一緒にお客様を開拓したりしていっている。税理士からお客様を紹介してもらったところへ訪問する。また、代理店をじり、一緒にお客様を開拓したりしていっている。

そこでお客様をしつかれておき、認知度が上がってきていくところだそうだ。これまで大型化が進んでいた結果、事務所を持つようになってしまったのは林さんが入った前年の同12年4月で、現在の事務所は平成

15年3月からである。代理店をやめ、平成13年4月にエース保険代行の専務となり、同17年10月に(営業2名、事務2名)が本部、一緒になった代理店がそれぞれ支部の役割をするという形で支部は独立採算となり、事務経費を本部に支払うよう

にしている。税理士からお客様を紹介してもらったところへ訪問する。また、代理店をじり、一緒にお客様を開拓したりしていっている。

そこでお客様をしつかれておき、認知度が上がってきていくところだそうだ。これまで大型化が進んでいた結果、事務所を持つようになってしまったのは林さんが入った前年の同12年4月で、現在の事務所は平成

